

四日市港管理組合公報

第1051号

令和2年7月1日

水曜日

目次

告 示

- 四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域の一部を改正する告示

(港営課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第9号

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域（平成16年四日市港管理組合告示第17号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から適用します。

令和2年7月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
2 水域における制限区域 次の国際埠頭施設に係留している国際航海船舶（法第2条第1項に規定する船舶をいう。）から30m以内の泊地 (1)～(12) (略) <u>(13) 昭和四日市石油SE栈橋</u> (14)～(16) (略) <u>(17)・(18)</u> (略) <u>(19) 昭和四日市石油SI栈橋</u> <u>(20) 昭和四日市石油SK栈橋</u> <u>(21) 昭和四日市石油SL栈橋</u> <u>(22)～(38)</u> (略)	2 水域における制限区域 次の国際埠頭施設に係留している国際航海船舶（法第2条第1項に規定する船舶をいう。）から30m以内の泊地 (1)～(12) (略) <u>(13) 昭和四日市石油E栈橋</u> (14)～(16) (略) <u>(17) 昭和四日市石油SD栈橋</u> <u>(18)・(19)</u> (略) <u>(20)～(36)</u> (略)

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
 四日市港管理組合経営企画部総務課
 電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>